

楽楽精算 サービス案内

【付帯条項】

第1条（適用）

1. 以下の付帯条項（以下「本付帯条項」といいます。）は、「SaaS・ASPサービス利用約款」（以下「原約款」といいます）に付帯して適用されるものとします。
2. 本付帯条項と原約款の内容が相違する場合は、本付帯条項を優先するものとします。
3. 前項の場合を除き、原約款の条項が適用されるものとします。
4. 本付帯条項において別段の定めのない限り、用語の定義は原約款の定めに従うものとします。

第2条（用語の定義）

本付帯条項において次の各号の用語の意味は、当該各号に定める通りとします。なお、本付帯条項に定めのない用語の定義は、原約款によるものとします。

- （1）「提供元」とは、株式会社ラクスをいいます。
- （2）「本サービス」とは、提供元が提供する経費・交通費・旅費など、経費にかかわる処理を管理するための経費精算機能を提供するサービスの「楽楽精算 クラウドサービス」、および当該サービスに関する乙提供の管理者向け問い合わせサービスをいいます。
- （3）「利用開始日」とは、提供元がユーザーIDを発行し、甲に対し本サービスの提供を開始する日を言います。
- （4）「課金開始日」とは、月額利用料金が発生する日をいい、利用開始日含む月の翌月1日とします。

第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、以下の通りです。

- （1）経費・交通費・旅費等の経費に関する精算機能
- （2）分析用データ出力、自動仕訳・会計システム連携
- （3）外部サービス連携オプション（オプション機能）
- （4）BTM連携オプション（オプション機能）
- （5）電子帳簿保存法オプション（オプション機能）
- （6）管理者向け問い合わせサービス

第4条（本サービスの提供条件等）

提供元は、本サービス上に保存されるデータ（添付ファイルを含みます。以下「本データ」といいます）を利用開始日以降の入力した日から10年間保存するものとし、甲は、保存期間を経過した本データが自動で削除されることに同意して、本サービスを利用するものとします。

第5条（外部サービス連携オプション）

1. 「外部サービス連携オプション」とは、第三者の提供するサービスと当社の提供するサービスを連携させる機能を総称するものであり、「クレジットカード連携サービス」、「複合機連携オプション」を指しますが、これらに限りません。また、各連携サービスに個別の特約事項がある場合、利用者は本条に加えてこれに同意するものとします。
2. 甲は、「外部サービス連携オプション」の利用にあたり、別途、連携先サービスを提供する企業（以下「連携先企業」といいます）との間で、所定のサービスの利用契約を締結する必要があります。
3. 提供元および連携先企業は、前項に基づき利用者から申込みを受けた場合、当該申込みに関する審査を行うものとし、当該審査の結果により「外部サービス連携オプション」の利用申込を承諾しないことがあります。
4. 甲は、「外部サービス連携オプション」の利用にあたり必要がある場合、乙および提供元が別途示す手順に従い初期設定を行うものとし、提供元による初期設定作業が必要な場合には、提供元に対し、設定に必要な情報を通知するものとします。
5. 提供元は、連携先企業からのサービス提供が中止された場合、「外部サービス連携オプション」の提供を中止することがあります。
6. 乙および提供元は、前項の場合を含み、「外部サービス連携オプション」の提供によって生じた甲の損害につき一切責任を負いません。また、「外部サービス連携オプション」に関連して甲と第三者との間で紛争等が生じた場合、甲は自己の責任と負担によりこれを解決するものとし、乙および提供元は、何らの責任も負いません。

第6条（BTM連携オプション）

1. 「BTM連携オプション」は、甲が提供元指定の第三者（以下「連携先BTMサービス運営会社」といいます。）が提供するBTMサービスを別途申込み、本サービスと紐づけることによって、本サービス上から当該サービスへアクセスし、利用することができるオプションです。甲は、「BTM連携オプション」の利用を希望する場合、原約款および本付帯条項に同意の上、乙所定の手続きに従って申込みを行うものとします。なお、「BTM連携オプション」の利用には、別途、甲が連携先BTMサービス運営会社に対し、BTMサービスの利用を申込み、連携先BTMサービス運営会社より、新規にBTMサービスアカウントの発行を受ける必要があります。
2. 提供元および連携先BTMサービス運営会社は、前項に基づき甲から申込みを受けた場合、当該申込みに関する審査を行うものとし、当該審査の結果によりBTMサービスアカウントの発行および「BTM連携オプション」の利用申込を承諾しないことがあります。
3. 甲は、連携先BTMサービス運営会社から通知されたBTMサービス利用に関する審査結果および本サービスとの連携に必要な乙指定の情報を乙および提供元に通知するものとします。
4. 甲が「BTM連携オプション」の解約（本サービスの解約に伴う場合を含む）を希望する場合、乙所定の手続きに従って、解約をすることができます。なお、「BTM連携オプション」の解約後、甲は、本条第1項に基づいて、連携先BTMサービス運営会社より発行を受けたBTMサービスアカウントを、本サービス経由で利用することはできません。
5. 乙および提供元は、「BTM連携オプション」の提供によって生じた甲の損害につき一切責任を負いません。

第7条（電子帳簿保存法オプション）

1. 本サービスでは、オプション機能として「電子帳簿保存法オプション」を提供します。このサービスは、本サービスで使用する甲が電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（本付帯条項では「電子帳簿保存法」といいます。）に対応したデータ運用が可能な機能を提供するものです。
2. 甲は、「電子帳簿保存法オプション」の利用を希望する場合、予め、以下の事項を確認し、同意するものとします。
 - （1）提供元が個人情報の取扱いを含む業務の一部（電子帳簿保存法オプション添付のファイルデータをOCR技術の提供元に委託する業務をいうがこれに限られない）を、第三者に委託すること。
 - （2）甲が、「楽楽精算 クラウドサービス」において、電子帳簿保存法に準拠した国税関係 帳簿書類または国税関係書類の電子データの取扱いまたは保存を行う場合、甲による電子データの取扱いまたは保存に関する運用が同法の要件に適合することを、甲の費用と責任において、確認の上運用すること（社内規程の整備、法要件に合致するように「楽楽精算 クラウドサービス」を利用し、システム外にて必要な運用をすること、電子帳簿保存法の法改正内容を確認し、甲が準拠すべき内容を確認した上、これに合致した運用を行うことなどをいうが、これらに限られない）。
3. 甲が前項（2）の確認・運用を怠ったことに起因して、甲に生じた不利益その他損害（電子帳簿保存法の承認が取消されること、同法の適用を受けられないこと、税務上の不利益また損害が生じることをいうがこれらに限られない）について、乙および提供元は一切の責任を負いません。ただし、提供元の責に帰する事由がある場合は、この限りではありません。

第8条（サービスの変更、追加および廃止）

1. 乙および提供元は、提供元の裁量により、本サービスの全部または一部の変更、追加、および廃止をすることができるものとします。
2. 本サービスの全てを廃止する場合、乙および提供元は、インターネット上の乙所定のウェブページもしくは本サービスに関するサイトへの掲載、またはメールアドレスへのメール送信等、乙および提供元が適当と認める方法により、甲にその旨を通知します。

第9条（利用契約）

甲は、本サービスの利用を希望する場合、原約款および本付帯条項に同意の上、乙所定の方法により申込みを行うものとし、乙および提供元から甲に対して、ユーザーIDを発行します。なお、利用契約は、ユーザーIDの発行日を利用開始日として成立します。

第10条（ユーザーID、パスワードの管理）

甲は、ユーザーID、およびパスワードの盗難、失念、または第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに乙および提供元にその旨を連絡するとともに、乙および提供元からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第11条（委託）

乙および提供元は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者（以下「委託先」といいます）に委託することができるものとします。

第12条（甲の禁止事項）

原約款第8条について、下記内容を追記するものとします。

②本サービスにおいて、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号を登録し、保管し、または本サービスを通じて個人番号を利用等する行為

第13条（免責等）

1. 甲は、本サービスを利用するための本データの入力、登録、保存、消去その他の管理を自己の責任において行うものとし、乙および提供元はこれらの作業や本サービスの利用により甲または第三者に発生した費用および損害について一切責任を負わないものとします。
2. 乙および提供元は、本サービスについて、甲の予定している利用目的に適合すること、甲が本サービスを通じてダウンロードその他の方法で提供元のサーバから取得する一切の本データに破損・損失等がないこと、および本サービスに障害等の不具合がないことを保証せず、本データの破損、損失または本サービスの不具合により甲または第三者に不利益が生じた場合においても、損害賠償を含め一切の責任を負わないものとします。
3. 乙および提供元は、本サービスに障害等の不具合が発見された場合、その修正および改善に努めますが、対応義務を負わないものとします。
4. 甲は、本データを自己の責任において利用するものとします。乙および提供元は、本データを取得または利用したことに起因して発生した損害（コンピュータシステムに関する損害を含みます。）について、損害賠償を含め一切責任を負わないものとします。
5. 乙は、甲が入力、登録、保存、消去した本データに一切触れることはありません。また、乙は、本データについては何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

第14条（データの管理）

1. 乙は、本データについて、乙の基準に基づいて、適切な安全管理措置とアクセス制御を講じる提供元を選定します。なお、甲が対象端末に保存するデータのほか、本サービスにおいて前記の安全管理措置を講じえないデータについては、甲の責任において管理するものとします。
2. 本サービスは、共有の機器・情報・システムで運用されており、サービス障害および情報漏洩を防止するため、甲または甲の委託先による実地確認はできないものとします。

第15条（損害賠償の範囲）

原約款第31条の定めにかかわらず、本サービスに関して乙および提供元が負担する損害賠償額の総額は、同条1項に定める額を超えないものとします。

第16条（利用料金および支払い方法）

1. 甲は、本サービスの利用に関し、乙が別途提示する初期費用、月額利用料金および費用に消費税を加えて支払うものとします。なお、その際に1円未満の端数が生じた場合にはその端数は切り捨てとします。
2. 乙は、本サービスに関する月額利用料金の計算にあたり、当月1日から当月末日までを1単位として算出するものとします。

第17条（利用期間）

1. 本サービスの最低利用期間は、課金開始日から6ヶ月が経過した日の属する月の末日とします。
2. 最低利用期間が終了した場合における本サービスの利用期間は、最低利用期間終了日の翌日から1ヶ月間です。なお、乙所定の方法により契約終了の意思表示がなされない場合、自動的に1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 甲は、最低利用期間中の中途解約を希望する場合、1項に定める最低利用期間の終了日までの残期間の利用料金相当額の支払を条件として、解約することができます。

第18条（乙が行う契約の解約）

乙は、契約期間中であっても、提供元から乙に対する1ヶ月前の通知により、何ら賠償の責を負うことなく、利用契約の一部または全部を終了させることができるものとします。

第19条（存続条項）

理由の如何を問わず本契約が終了した場合においても、原約款、本付帯条項および「個人情報の取り扱いについて」の規定は、本サービスにかかる甲乙間の権利義務が消滅するまで必要な範囲でなお有効に存続するものとします。

以上